

生駒市条例第26号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月15日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 生駒市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年7月生駒市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第4条 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

## 附 則

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。